

## 一般社団法人日本物理療法学会 学術大会運営規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本物理療法学会(以下「この法人」という。)の定款第 3 条に基づき、この法人の学術大会に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 学術大会とは、有識者の講演、会員の再教育のための講演、会員の研究発表等を通し、会員の知識の啓発及び質の高い研究成果の社会還元を目的とし、毎年1回定期的に開催する大会をいう。

### (主催等)

第3条 本学会の主催として学術大会を企画することができる。  
2. 本学会は、他の複数学会と共同開催を企画することができる。

### (組織)

- 第4条 学術大会には大会長を置く。
2. 学術大会には、学術大会運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置し、学術大会の運営に関して、大会長を補佐する。
  3. 運営委員会の委員長は大会長が任命する。
  4. 運営委員会の構成は、原則として下記の通りとするが、学術大会の規模等に応じて、大会長が適宜変更することができる。
    - (1) 準備委員長(1名): 学術大会全体の準備状況を統括し、各委員会間の連携を調整する。
    - (2) 会計委員長(1名): 学術大会の予算管理、経費の執行、会計報告に関する業務を統括する。
    - (3) 企画委員長(1名): 学術大会の全体的な企画立案、プログラム構成、イベント企画などを担当する。
    - (4) 演題管理委員長(1名): 一般演題の募集、査読プロセスの管理、発表形式の決定など、演題に関する業務を統括する。
    - (5) 編集委員長(1名): 学術大会抄録集、プログラム集、その他印刷物や電子媒体の編集・作成を統括する。
    - (6) 広報委員長(1名): 学術大会の広報戦略の立案・実行、ウェブサイトや SNS 等の情報発信、報道機関との連携などを担当する。
    - (7) 会場運営委員長(1名): 学術大会当日の会場設営、受付、案内、機材手配、機器展示、企業交渉など、会場運営全般を統括する。
    - (8) デジタル IT 委員長(1名): 学術大会におけるウェブサイト管理、オンライン登録システム、ライブ配信、PC・ネットワーク環境の整備・運用など、デジタルおよび IT 関連の業務を統括する。
  5. 各委員会の委員長は、当該委員会の委員を招集することができる。
  6. 大会長は学術大会運営委員会と次の事項を協議し、理事会に報告する。
    - (1) 学術大会の企画及びテーマ
    - (2) プログラム

- (3) 一般演題募集に関する事
- (4) 特別講演、教育講演等の講演者、座長の選定
- (5) 他学会との共催及び合同シンポジウム
- (6) その他、学術大会に関する事(市民公開講座等)

(会長の選任)

第5条 学術大会の大会長は、理事会で選任する。

(会長の職務)

第6条 学術大会の大会長は、この法人の学術大会の開催にかかる業務を担当する。

2. 学術大会の大会長に事故があるときは、理事会で代行者、または後任者を決定する。

(会長の任期)

第7条 大会長の任期は、理事会で承認されてから学術大会のすべての事務的処理、報告が終了するまでとする。

(経費処理及び決算報告)

第8条 この法人は、学術大会の費用の一部として、運用財産を支出することが出来る。

2. 学術大会終了後 90 日以内に当該大会長は学術大会に係る経理帳票類を整理し、この法人事務局に決算資料として提出しなければならない。

3. 学術大会に係る決算はこの法人事務局において完結し、学術大会特別会計として報告する。

(参加登録)

第9条 学術大会に参加しようとする者は、この学術大会の指定する必要事項を記した登録用紙または電子申請を提出し、参加登録するとともに、参加費を納入しなければならない。参加登録は本人によるもの以外は認めない。ただし、大会長が参加登録を不要と認めた者はこの限りではない。

(発表資格)

第10条 学術大会における筆頭・共同演者が会員である事を推奨するが、非会員でも大会長が許可した場合の発表は認められる。

(発表の申し込み)

第11条 学術大会で発表を行おうとする者は、この法人の指定する期日までに、発表内容等を所定の様式により申し込まなければならない。

(採否等)

第12条 学術大会運営委員会が選任した査読者により査読を行う。

2. 採否、発表形式、発表日時については申込者に通知する。

(学術大会抄録集)

第13条 学術大会において発表する研究および特別講演、プログラム等の内容を学術大会抄録集に掲載する。

(改廃)

第14条この規則の改廃は理事会の決議を必要とする。

附則

この規則は平成31年2月1日から施行する(平成31年1月31日 理事会議決)。

この規則は令和5年6月28日から施行する(令和5年6月28日 理事会議決)。

この規則は令和7年7月23日から施行する(令和7年7月23日 理事会議決)。